

都市計画法第32条等協議（道路）の手続きにおける押印の見直しについて

令和3年4月1日より、開発許可関連手続きにおける押印を原則廃止としています。

都市計画法第32条等協議（道路）における申請書類等においても原則廃止し、下記のとおりとします。

各申請書の押印取り扱い一覧表

申請書名	様式	押印	備考
【都市計画法第32条等協議】			
協議依頼書	1-1,1-2,1-3,1-4号	不要	
協議書	2-1、2-2、2-3号	不要	
確約書	3号	要	申請者の印
施工承認願	4号	不要	
土壌汚染対策法 申請書	5-1号	不要	
土壌汚染対策法 覚書	5-2号	要	申請者の印
【道路用地帰属】			
登記嘱託書	6-1,6-2号	不要	
登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書	7-1,7-2号	要	土地所有者の実印
舗装沈下等対応誓約書	8号	要	申請者の印
【照明施設】			
照明施設の設置協議書	道路工務課HP記載	不要	
誓約書（照明施設）	道路工務課HP記載	要	申請者の印
【その他】			
委任状		要	申請者の印 ※都市局指導課 受付印のある委 任状のコピーも 可
その他権利者、利害関係者の同意等		要	権利者、利害関 係等の実印

※用地やその他権利、利害関係者等の印については、実印（印鑑証明書添付）が必要となる場合があります。

※提出書類の作成・発行日は、道路計画課への提出日から遡って3カ月以内のものとしてください。